

NEWS 01

子どもの権利条例の 素案にご意見を

条文に変更を加えたほか、救済の仕組みを制度化

子どもの権利ってなに?

子どもが、本来持っている、健やかに成長するために欠かせないものです。

例えば 当初の条例案において、いじめや虐待から守られるなどの「安心して生きる権利」や、自分にかかわることに意見を言うなどの「参加する権利」をはじめ、大きく分けて4つの権利を示しています。

① ② ③ ④
211 2942
【詳細】 子どもの権利推進課

子どもの権利条例案に検討を加えた素案について、皆さんの意見を募集しています。子どもの健やかな成長を支援するため、市は平成十七年から、多くの市民意見を基に条例づくりを進めてきました。そして、平成十九年二月に条例案を市議会に提出。しかし、趣旨が理解されないまま条例化を行えば、混乱が生じる懸念があるなどの意見もあり、成立には至りませんでした。このため、市は検討会議を設置し、当初の条例案を再度検討。条文の表現を一部変更したほか、権利侵害からの救済制度を加えました。今回、その検討を加えた部分について意見を募集します。今後、いただいた意見を基にさらに検討を進め、最終的な条例案を市議会に提出する予定です。

ポイント

1 条例の理念がより伝わりやすい表現に

自立した社会性のある大人への成長

「規範意識を育む」という文言を前文に加えることで、子どもが社会のルールなどを守る意識を高くすることも大切であることを、より分かりやすく示しました。

規範意識とは?

人々の話し合いの結果生まれたルールなどの決まりごとを守る意識。

保護者による子どもへの支援

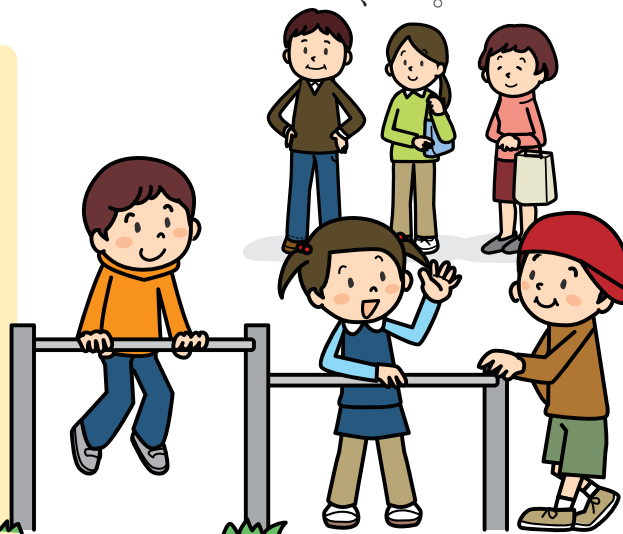
「指導・助言」という文言を、支援の例として条文に加えることで、例えば、子どもが誤った権利行使をする際には、指導も必要になるなどの趣旨を、より分かりやすく示しました。

条例の素案に皆さんのご意見を!

素案の詳しい内容は、配布中の資料をご覧ください。子ども用の資料もあります。

意見提出 子どもの権利推進課(中央区南1東1大通バスセンタービル1号館3階)、区役所、まちづくりセンターなどで配布中の意見募集資料に意見を記入し、3月28日(金)(必着)までに持参、送付、ファクス、Eメール。ホームページからも条例素案の閲覧、意見の送付ができます。

HP www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri



ポイント
2

いじめなどからの 救済の仕組みを制度化

子どもを救う機関の設置

いじめなどはもちろん、どのような悩みにも相談を受け付ける機関を設置。相談だけで解決できない場合は、相手方に子どもの気持ちを伝えたり、対応すべき組織などに解決を図るようお願いしたりします。

救済機関の特徴

- ① 子どもが自ら考えて次のステップを踏めるような支援をします。
- ② 市からの独立性が尊重され、公正な立場で調査や勧告などを行い、問題の解決を目指します。